

協会だより 平成27年度第2号

特定非営利活動法人 青森県消費者協会

〒030-0822

青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

TEL 017-722-3348

FAX 017-722-3414



県及び市の消費生活センターは各自治体の出先機関となります！

平成26年6月13日に公布された「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」に基づき、「消費者安全法（以下「法」という。）」が一部改正され、平成28年4月1日から施行予定となっています。

今回の改正は、高齢者等の消費者被害が深刻化していることから、地方をはじめとする消費者行政の体制整備を図るもので、県及び市においては、その組織及び運営に関する事項、情報の安全管理に関する事項等をそれぞれ条例で定めることが義務付けられました。

このため、県では「青森県消費生活条例」を、また青森市では「青森市消費生活条例」を一部改正し、五所川原市では「五所川原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を新たに制定して、平成28年4月1日から施行される予定であります。このことにより、青森県消費生活センター、青森市民消費生活センター及び五所川原市消費生活センターは各自治体の出先機関となります。

なお、消費生活相談等の事務等協会の受託内容については、三消費生活センターとも変更はない予定であり、これまで通り「青森県消費生活センター」、「青森市民消費生活センター」及び「五所川原市消費生活センター」として皆様の消費生活相談及び教育・啓発事業等へ対応して参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

平成28年度総会日程が決まりました！

開催日時 平成28年5月13日（金） 13：30～

開催会場 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ

この度の総会では、定例の事業報告、収支決算、事業計画案の他に、2年ごとに行われる役員改選の議案が提示されることとなります。

つきましては、理事及び監事の推薦及び立候補を受け付けますので、役員として適当と思う（と思われる）方がありましたら、次ページに記載しました「役員候補者選出規程の制定」を参照され、推薦あるいは立候補の手続きをして頂きますようお願い致します。

任期満了に伴う役員改選

青森県消費者協会は、本年5月開催の総会において、任期満了に伴う役員改選を行います。

つきましては、役員として職務を遂行するのに必要な能力及び識見を有すると認められ、推薦したいと思う方がいる場合、または自ら立候補したいと思われる方は、平成28年4月13日（水）までに、下記事務局あて推薦・立候補の手続きをして頂きますようお願い致します。

手続きに必要な書類について参考として、次ページに「個人正会員理事候補者推薦書」等の様式を掲載しましたが、事務局へご連絡頂ければ必要な様式等について速やかに送付致します。

今後の予定ですが、推薦または立候補して頂いた方については、4月下旬開催の理事会で適当と認められた場合、平成28年度通常総会に「任期満了に伴う役員改選に関する議案」の役員候補者として付議され、議決により役員として選出されることとなります。

なお、当協会においては、現在役員報酬は計上していませんのでその旨申し添えます。

「役員候補者選出規程」の主な内容は次のとおりです。

本規程は、定款第14条第1項に定める役員（理事及び監事）の選出手続きを定めるものです。
役員は、定款その他関係法令に定めるほか、

【役員候補者の資格】

- ① 役員として、職務を遂行するのに必要な能力、識見を有すると認められる者で、
- ② 定款第6条第1項第1号に定める会員（個人正会員および団体正会員）となる必要があり、
- ③ 理事会による選考の結果、法人理事及び監事として適格であると認められた者となります。

※ 参 考 定款により役員の定年は、満70歳に達する年度末

【理事候補者の推薦】

団体正会員は当該団体から1名を、個人正会員は個人正会員2名の推薦で1名を推薦できます。
ただし、個人正会員が一改選期で推薦できるのは1名のみです。

【個人正会員の理事への立候補】

個人正会員の理事への立候補に当たっては、個人正会員2名の推薦が必要です。

【個人正会員から選出される理事数】

個人正会員から選出される理事は10名を超えないものとしています。

※ 参 考 定款により理事定数は5名以上20名以内

【監事候補者の推薦】

個人正会員または団体正会員からの推薦が必要です。

※ 参 考 監事定数は1名以上2名以内

★尚、推薦にあたっては、必ず被推薦者の了解を得るようお願いいたします。

問合せ先
特定非営利活動法人青森県消費者協会
担 当：田中真紀子、齊藤実花
電 話 017-722-3348
FAX 017-722-3414

第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 青森県消費者協会
理事長

殿

個人正会員氏名 印

個人正会員氏名 印

個人正会員理事候補者推薦書

次の個人正会員を、個人正会員理事候補者として推薦します。

所 属	
理事候補者氏名	
理事候補者住所	〒
電 話 番 号	() ー
F A X 番 号	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

※この目的以外のことには使用いたしません。

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 青森県消費者協会
理事長

殿

立候補者氏名 印

個人正会員理事立候補届出書

このたび、個人正会員理事候補者として、下記のとおり個人正会員2名の推薦を得ましたので、ここに立候補します。

所 属	
立候補者住所	〒
電 話 番 号	() ー
F A X 番 号	
生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日

※この目的以外のことには使用いたしません。

（正式な様式には、この下に個人正会員理事立候補者推薦書が付いていますので事務局へご連絡ください。）



【予 告】 平成28年度 消費生活大学講座

	開 催 期 日 いずれも10時～正午 「テ ー マ」(仮称)	講 師 等
第1回	平成28年5月25日(水) 食品偽装表示問題について ～安全・安心なくらしのために～	消費者庁審議官 吉井 巧氏 私たちが毎日口に入れている食品は、私たちの健康とも密接な関係があります。安全で安心な食品を選ぶためのポイントと、平成27年4月から始まった「機能性食品表示」制度についてお話していただきます。
第2回	平成28年6月22日(水) 自分を伝える話し方 ～コミュニケーションを円滑に～	フリーアナウンサー・大学講師 遠田 恵子氏 人生をより豊かにするためのコミュニケーション術を、幅広い知識と経験から楽しく分かりやすくお話していただきます。
第3回	平成28年7月27日(水) 買い物から社会を変える ～持続可能な社会を目指して～	認定NPO法人環境市民理事 フリーランスアナウンサー 下村 委津子氏 私たちの暮らしは日々の買い物から成り立っています。限られた資源、環境への影響等を考えた持続可能性を大切にした商品選びや仕組みについてお話していただきます。
第4回	平成28年 8月24日(水) 身近な暮らしにひそむ危険 ～製品の安全な使い方～	独立行政法人 製品評価技術基盤機構東北支所 生活に潜む危険から暮らしを守るため、私たちの身近なところで発生している消費生活用製品による事故に関する情報等をお話していただきます。
第5回	平成28年9月28日(水) 誤解だらけの食べもの情報！ ～豊かで健康的な食生活のために～	群馬大学名誉教授 高橋 久仁子氏 食べ物や栄養が健康や病気に与える影響を過大に信じる風潮にメスを入れ、あふれるメディア情報に惑わされないためにどうすればいいのかをお話していただきます。
第6回	平成28年10月26日(水) 男子新体操を基軸とした地方創生 ～トップアスリートサポート技術で 高齢者を元気に～	AKcompany代表取締役 荒川 栄氏 青森県民を元気にという思いから実践している「男子新体操」を通じた活動をお話していただきます。

* タイトルやその他詳細については所属先等を通して現在調整中です。



消費者ホットライン 188等の周知状況について

各種広報媒体を活用した広報事業

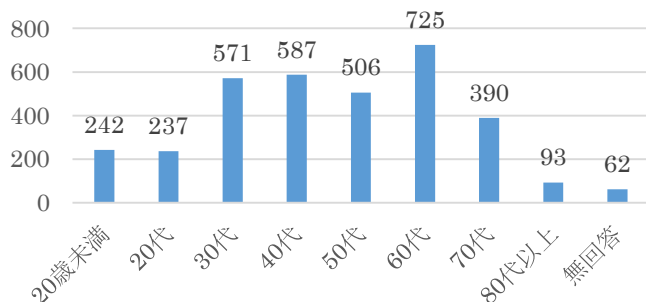
平成27年度、県内7ヶ所の大規模商業施設で実施した、特殊詐欺被害防止キャンペーンの会場で行った「特殊詐欺防止に向けたアンケート」調査結果から、全国の状況に比べセンター及び188について知っている方が多いということがわかりました。

消費者市民社会の実現に向け、これからも様々なかたちで啓発に努めていきます。

●特殊詐欺防止に向けたアンケート調査集計

開催会場	開催日	地区	回答数
サンロード青森	12月27日(日)	青森	635人 18.6%
イトーヨーカドー八戸沼館店	1月9日(土)	八戸	595人 17.4%
カブセンター弘前店	1月10日(日)	弘前	490人 14.4%
イトーヨーカドー五所川原店	1月11日(月)	五所川原	555人 16.3%
イオンスーパーセンター十和田	1月16日(土)	十和田	379人 11.1%
むつマエダ本店	1月17日(日)	むつ	498人 14.6%
ユニバース三沢堀口店	1月24日(日)	三沢	261人 7.6%
		計	3,413人

年 齢

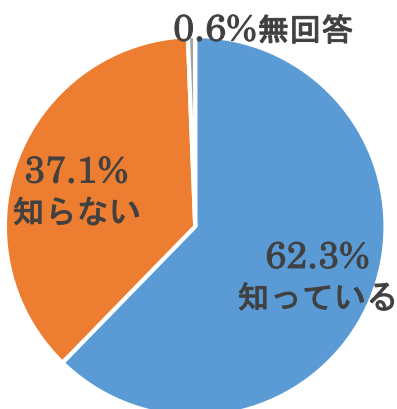


回答者性別:男:839 女:2169 無回答:405

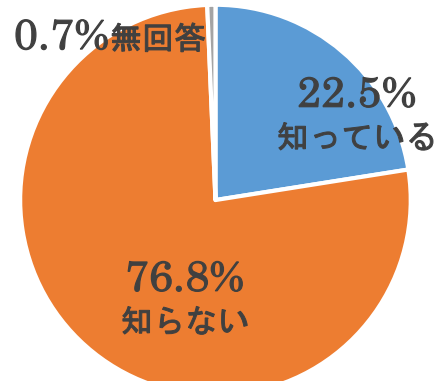
お住まいの地域



消費生活センターが消費生活に関する相談窓口であることを知っているか



188を知っているか



※参考 全国の状況

H27.12.17「消費者被害の実態に関する調査」(「連合」実施)

消費者相談電話「188」を知っている 12.8%

居住地の消費生活センターの有無を知っている 39.2%

平成 28 年度 青森県消費者協会・消費生活大学院



会員募集！

* 青森県消費者協会は…

さまざまな消費者問題について、各機関と連携し相互交流を図りながら、啓発・情報提供・救済活動やその支援ならびに消費者の権利に向けた活動等を行います。さらに消費者被害の救済と防止を実施し、消費者の人権擁護、福祉の増進および社会教育の推進に寄与することを目的としています。青森県消費者協会は、青森県消費生活センター・青森市民消費生活センターおよび五所川原市消費生活センターを運営しています。

* 『消費生活大学院』は…

青森県消費者協会の会員で、各種講座の企画・運営に積極的に参画し、消費者リーダーとして消費生活に必要な情報を広く県民に発信することを目的とした学習体です。

●消費者協会の年会費 3,000 円と年間の資料代 3,000 円を添えて申込みすることができます。

担当：鈴木句子・成田麻衣

平成 27 年消費生活大学院の講座から、受講の様子♪

「だし」を使って、減塩してもおいしい料理。それが健康にもつながるので、一石二鳥です。



なじみの曲にのせての運動は楽しくて思わず体が動いてしまいました。体を動かし、口も動かし、脳を使って、皆と話しつつまでも生き生きと生活していこうと思います。



マイナンバー制度を今まで難しく感じていましたが、情報のセキュリティをよく考えていることがわかりました。分散整理している、行政の罰則も厳しく決めているということで安心しました。



講座は年間 35 回程度開催